

# 長久手市行政改革指針

---

一人ひとりに役割と居場所があるまちづくり  
～幸せが実感できるまち～

平成29年3月

長久手市

この長久手市行政改革指針は、次期総合計画が策定されるまでの運用とし、本市の行政改革を行ううえで必要な理念（基本方針及び基本項目）にあたる部分について策定したものです。

## 【目次】

1	これまでの行政改革の取組総括について	5
	(1) これまでの行政改革大綱の策定状況について	6
	(2) 集中改革プランの成果について	6
2	行政改革指針策定の必要性について	9
	(1) 社会情勢等の変化について	10
	(2) 本市の現状について	10
	(3) 諸課題について	11
3	指針が目指す将来像と基本方針について	13
	(1) 将来像について	14
	(2) 基本方針について	14
4	指針を実現するための基本項目について	17
5	行政改革指針の位置付けについて	21
	(1) 指針の構成について	22
	(2) 運用期間について	22
	(3) 推進体制について	22
	(4) 諮問機関について	22
	(5) 指針実現のための取組の検証について	23



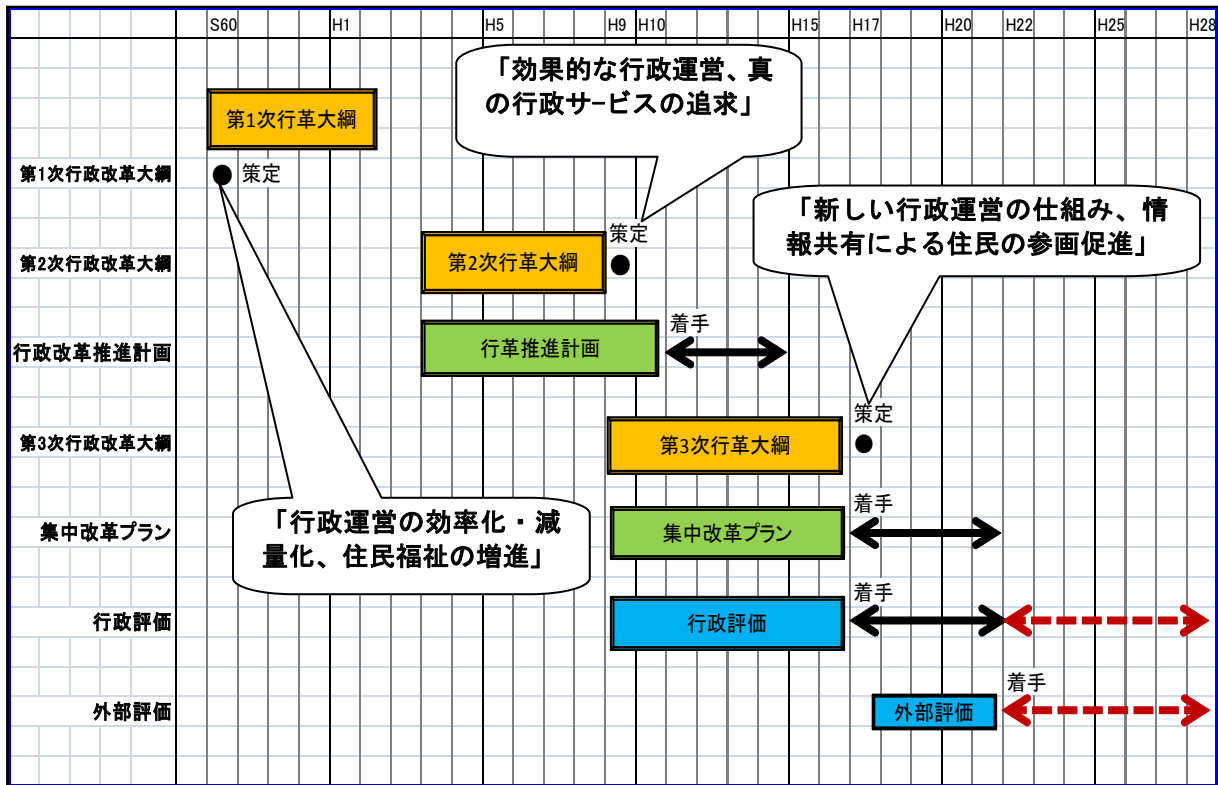
# 1 これまでの行政改革の取組総括について

# 1 これまでの行政改革の取組総括について

## (1) これまでの行政改革大綱の策定状況について

行政改革とは、行政機関の組織や運営を内外の変化に適したものに換えることです。

本市では、これまでの取組として、昭和60年に第1次行政改革大綱、平成9年に第2次行政改革大綱、平成17年に第3次行政改革大綱を策定し、現在に至っています。(※表1)



※ 表1 これまでの行政改革の取組（吹き出しは、大綱の方針を示す。）

## (2) 集中改革プランの成果について

行政改革の取組を着実に推進するため、平成17年度から平成21年度までを期間とする集中改革プランを策定し、取り組んできました。

この取組では、財政削減を中心として一定の成果（※表2）を挙げました。しかし、行政改革は、不断の取組として行わなければなりません。

年 度	財政効果額(円)	主な取組項目
平成 17 年度	22,635,000	各種手当（給与）、 リースの見直し等
平成 18 年度	6,127,180	長期継続契約の活用等
平成 19 年度	6,017,717	指定管理者制度の導入、 ネットワーク統合等
平成 20 年度	25,770,337	電算システムの統一、 町税納付手段の拡大等
平成 21 年度	23,180,130	前納報奨金制度の見直し等
合 計	83,730,364	

※ 表2 行政改革推進計画（集中改革プラン）財政効果額

出典：『長久手市ホームページ長久手町行政改革推進計画の総括

<https://www.city.nagakute.lg.jp/gyosei/gyoukaku/kaikaku/documents/soukatuhonbun.pdf>』

#### ○集中改革プラン

効率的な行政の推進を図るために策定された「第3次長久手町行政改革大綱」を実現するために平成17年度から平成21年度までの取組項目108件（重複する項目を除くと90件）を取りまとめたもの。





## 2 行政改革指針策定の必要性について

## 2 行政改革指針策定の必要性について

### (1) 社会情勢等の変化について

近年の我が国の社会構造は、急速に超高齢化・人口減少が進展するとともに、地方分権や飛躍的な情報技術革新に伴う社会・経済活動の一層のグローバル化が進んでいます。

また、国の経済情勢においては、昭和50年代の高度経済成長の終焉を発端に財政赤字が増大し、これまでの右肩上がりの時代のような成長は、もはや期待することができません。

バブル経済崩壊やリーマン・ショックによる消費の落ち込みによって、さらに深刻な不況状態に陥った景気は、長期的な低迷を続け、依然厳しい状態と言わざるを得ません。

### (2) 本市の現状について

本市は、平成24年1月に市制施行し、今後も、現在施行中の土地地区画整理事業や民間の宅地開発などにより、当面の間は人口増加が続くものと考えられています。このような背景に支えられ、市民税や固定資産税などの市税が増額基調となっており、本市の財政運営は、現在のところ比較的良好に推移しています。（※表3）

このように、今後しばらくは人口増加が続くものの、いずれ超高齢化・人口減少時代へのターニングポイントを迎え、人口の年齢構成が変化していくことが予測されています（※表4）。

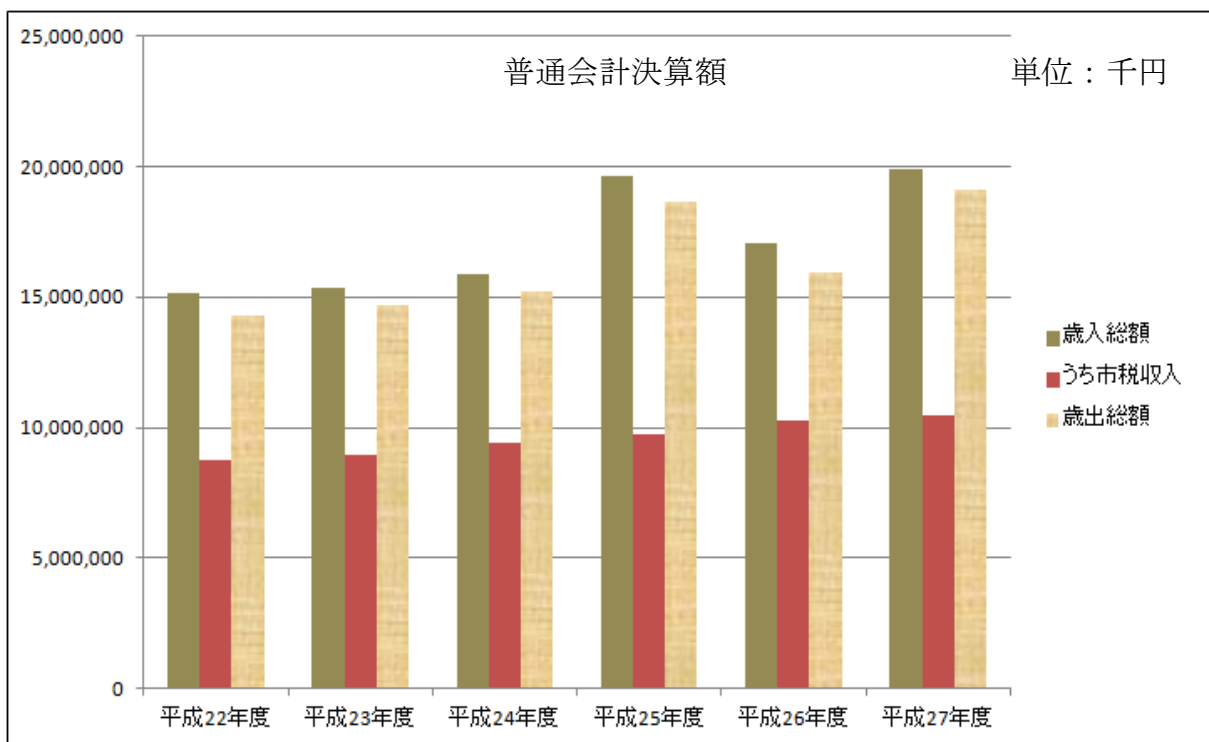
そのため、時代の変化に伴って生じる新たな住民ニーズに対応できるよう、行政運営の仕組みを前進させ、来たる局面に対処しなければなりません。

### (3) 諸課題について

当面は、人口増加による都市基盤の整備や若い世代の増加による、新たな保育園や学校の整備などのニーズが高まっており、これらのニーズに対応することが喫緊の課題となっています。

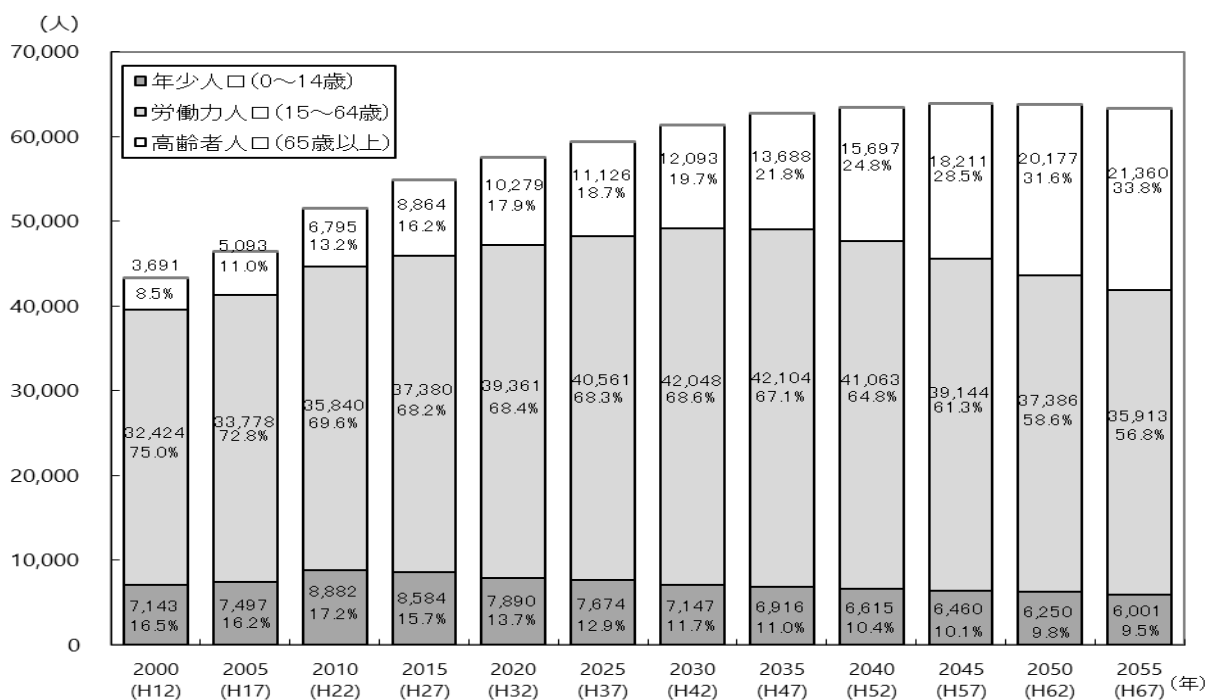
また、平成28、29年度には、継続事業として文化の家の大規模改修による多額の支出が予定されています。今後、市が保有する公共施設については、長期的な視野をもって更新・複合化・長寿命化等を計画的に行うことで、財政負担を軽減平準化するとともに、その最適な配置を実現するために公共施設マネジメント(公共FM)に取り組んでいく必要があります。

一方、急速な人口増加に伴い、地域によっては、コミュニティが希薄となっており、市民の防災、防犯、福祉等に対する意識やまちづくりに対する関心の低さが懸念されています。



※ 表3 ・人口増加に伴い、地方税の伸びが顕著である。  
・地方税が歳入に占める割合は、約50%～60%である。

## 年齢別人口推計（中位推計）



※ 表 4 出典：『長久手市将来人口推計（H24改訂版）』

### ○市の概要【平成29年3月1日現在】

市の面積	21.55 km <sup>2</sup>
人口	56,517 人
男	28,116 人
女	28,401 人
世帯数	22,871 世帯
平均年齢	39.4 歳

### ○土地区画整理事業

- ・長湫西部土地区画整理事業
- ・長湫東部土地区画整理事業
- ・長湫下山第一土地区画整理事業
- ・長湫中部土地区画整理事業
- ・岩作第一土地区画整理事業
- ・長湫南部土地区画整理事業
- ・長久手中央土地区画整理事業（施行中）
- ・公園西駅周辺土地区画整理事業（施行中）
- ・下山土地区画整理事業（施行中）

### ○公共FM（ファシリティマネジメント）

企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動をいう。

出典：『公共社団法人日本ファシリティマネジメント協会ホームページ

<http://www.jfma.or.jp/whatsFM/index.html>』

### 3 指針が目指す将来像と基本方針について

### 3 指針が目指す将来像と基本方針について

本市の現状を踏まえて、取り巻く社会情勢等の変化や諸課題に対応するためには、思い切った発想の転換をして新しい価値観を創造し、誰もが役割を持ち、生きがいに満ちて健康に暮らせるまちづくりを目指します。

#### (1) 将来像について

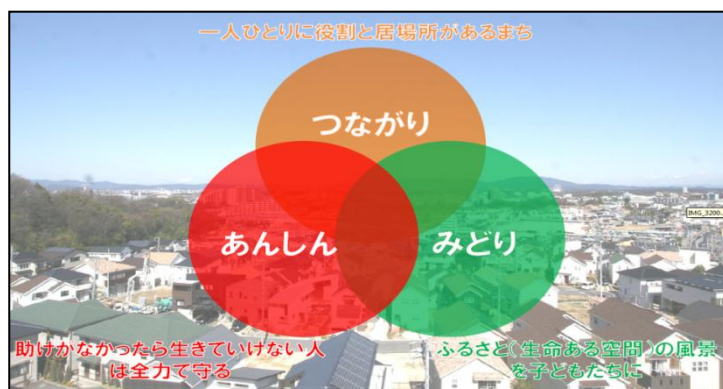
一人ひとりに役割と居場所があるまちづくり  
～幸せが実感できるまち～

#### (2) 基本方針について

将来、誰もが「幸せが実感できるまち」を目指すには、今からその土壌づくりを始めなければなりません。

具体的には、わずらわしくても市民が当事者としてまちづくりに関心を持ち、小学校区単位の“顔の見える”範囲で、市民と行政が共に汗をかきながらつくる新しいまちのかたち、「一人ひとりに役割と居場所があるまち」の実現を目指します。

そのために、行政改革指針の基本方針は、第2次新しいまちづくり行程表で示す3つのフラッグ（「つながり」、「あんしん」、「みどり」）（※表5）とします。



※ 表5 第2次新しいまちづくり行程表の3つのフラッグ

---

○第2次新しいまちづくり行程表

市のまちづくりの基本理念であるつながり・あんしん・みどりを大切に、「幸せが実感できるまち」の実現に向け、「3つのフラッグ、11の政策、57の取組」で構成される。市民のみなさんが当事者としてまちづくりに関心を持ち、個々の取組に主体的に関わってもらうことが「幸せが実感できるまち」につながります。

○3つのフラッグ

- ・フラッグ1 つながり「一人ひとりに役割と居場所があるまち」  
…3つの政策からなる
- ・フラッグ2 あんしん「助けがなかったら生きていけない人は全力で守る」  
…4つの政策からなる
- ・フラッグ3 みどり「ふるさと（生命ある空間）の風景を子どもたちに」  
…4つの政策からなる





## 4 指針を実現するための基本項目について

## 4 指針を実現するための基本項目について

指針を実現するためには、基本方針である3つのフラッグが掲げる将来像を具現化するための施策が必要です。そこで、本市では、2つの視点で基本項目を構成します。

まず一つ目は、施策となる基本項目を第2次新しいまちづくり行程表の「11の政策」（※表6）とします。

フラッグ1 つながり	<ul style="list-style-type: none"><li>・① 住民の力を生かした新しい役割分担の仕組みをつくる</li><li>・② 住民サービスを向上させる</li><li>・③ 地域にある施設の活用を推進する</li></ul>
フラッグ2 あんしん	<ul style="list-style-type: none"><li>・④ 地域一丸で、子育て支援を充実させる</li><li>・⑤ 障がい者も要介護も認知症も大丈夫</li><li>・⑥ 地域の安心安全をみんなで作る</li><li>・⑦ 健康づくりの輪を広げ、いくつになっても元気で輝く</li></ul>
フラッグ3 みどり	<ul style="list-style-type: none"><li>・⑧ 地球にやさしい低炭素社会をつくる</li><li>・⑨ 公共用地を中心にまちに緑の森を増やす</li><li>・⑩ “農”が持つ多様な役割をまちづくりに生かす</li><li>・⑪ 魅力ある景観を創り出す</li></ul>

※ 表6 第2次新しいまちづくり行程表の「11の政策」

この第2次新しいまちづくり行程表は、市民に向けた行政サービスの充実を目指した取組です。

次に二つ目は、行政運営を改善する取組として、平成27年8月28日付け総務省から発せられた、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」を参考に、本市が必要とする取組を整理し、3つの基本項目（※表7）と位置づけます。その基本項目に掲げる細項目に着眼し、重点的に検討をすすめます。

本市が取り組む事業及び事務事業は、この基本項目に関連づけられ、まちづくりの方針に適しているか評価されます。職員は、常に基本項目を念頭において行動することが求められます。

### 合理的・効率的な行政運営の推進

- ・ 組織内の横断的な連携改善の強化
- ・ 行政評価の実施
- ・ 自治体情報システムのクラウド化
- ・ ICT化と業務改革の一体的な取組
- ・ 情報セキュリティの確保
- ・ 自治体間連携

### 財政マネジメントの強化

- ・ 公共施設等総合管理計画（公共FM）の運用
- ・ 統一的な基準による地方公会計の運用
- ・ 公営企業会計の導入
- ・ 第3セクターの経営の安定化

### 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

- ・ 民間委託
- ・ 指定管理者制度
- ・ PPP／PFI

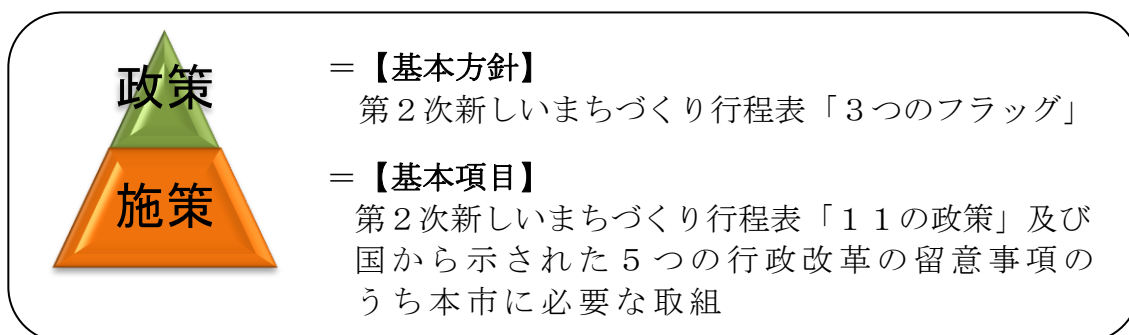
※ 表7 行政運営を改善する取組（国から示された行政サービス改革の推進に関する留意事項を基に本市に必要な事項を選定したもの）



## 5 行政改革指針の位置付けについて

## 5 行政改革指針の位置付けについて

### (1) 指針の構成について



### (2) 運用期間について

本指針の運用期間は、平成29年4月1日から次期総合計画が策定されるまでとします。

### (3) 推進体制について

行政改革の効果を最大限発揮するためには、職員が一丸となって取り組むことが必要です。

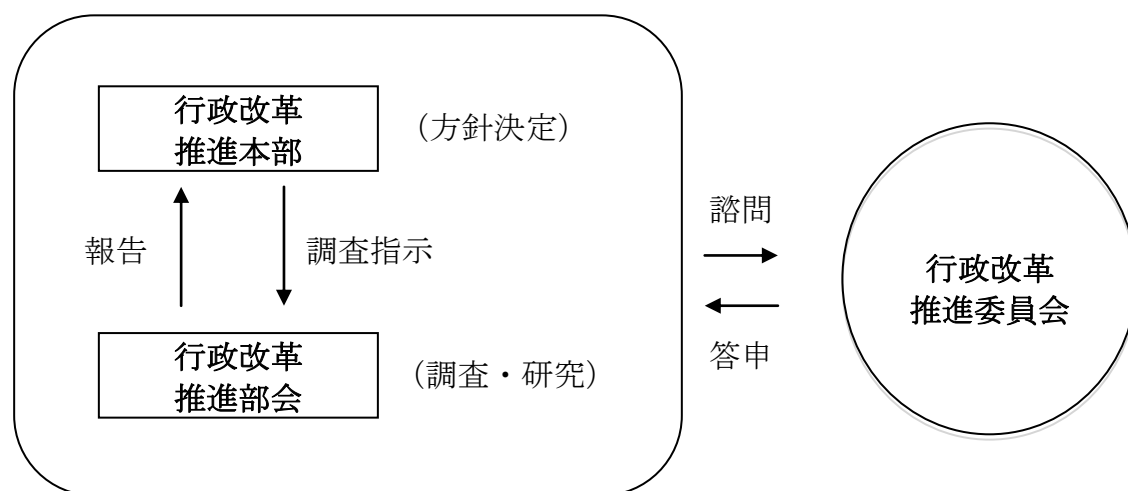
したがって、庁内の推進組織として「行政改革推進本部」を設置し、全職員が共通の認識をもって行政改革を推進する体制を構築します。

また、必要に応じて推進方法の具体的な検討を行うため、「行政改革推進部会」を設置し、行政改革の実効性を高める具体的な方策について調査・研究します。（※表8）

### (4) 諮問機関について

外部の学識経験者等で構成する行政改革推進委員会は、指針のあり方や施策のすすめ方に対する助言、また、事業及び事務事業が

P D C A サイクルによって適切に改善されているかどうかなどを評価します。



※ 表8 推進体制について

#### (5) 指針実現のための取組の検証について

行政改革指針は、本市の行政改革を進めるうえで羅針盤としての役割を果たし、まちづくりの重要な方針となるものです。

指針に基づくこれらの取組の検証については、行政評価（内部評価・外部評価）を活用し、行政改革指針の取組方針と取組実績との間にズレが生じていないかを評価します。

○長久手市行政改革推進本部  
市の幹部職員で構成する行政改革の方向性を決定する機関

○長久手市行政改革推進部会  
指針推進の方策を調査・研究するために設置される部会

○長久手市行政改革推進委員会  
学識経験者、企業、団体及び公募市民で構成する委員会

#### ○行政評価

本市では、市の行政運営の方針にそった計画を着実に推進するため、主要な施策に係る事業の進行管理をすること、本施策の市民への説明責任を果たすこと及び職員の意識改革をすることを目的として、平成17年度から行政評価を実施しています。

※ 行政評価とは以下のものに分類される

- ・内部評価：担当課が行う事業の自己評価をいう。
- ・外部評価：内部評価のうちから選定された事業について、外部の有識者等で構成される市行政改革推進委員会で行う評価をいう。

---

## 長久手市行政改革指針

平成29年3月

長久手市役所 総務部行政課

〒480-1196

長久手市岩作城の内60番地1

電話 0561-63-1111

FAX 0561-63-2100

E-mail: [gyosei@city.nagakute.lg.jp](mailto:gyosei@city.nagakute.lg.jp)

U R L: <http://www.city.nagakute.lg.jp/>

---